

第一回「収容・送還に関する専門部会」

明石純一提出資料

令和元年 10 月 21 日

収容・送還に関する専門部会に関しまして、第一回より欠席してしまい、深くお詫び申し上げます。収容・送還の問題は、昨今の日本で社会的な関心が急速に高まっている重要な政策課題であると認識しております。本専門部会での議論が、本邦における外国人の出入国と在留の公正な管理に資するべく、一構成員として微力ながら努めたいと存じます。以下、現時点での所感を申し上げます。

収容と送還、特に長期収容と送還忌避の関連は明らかですが、議論を広げるならば、被収容者の処遇や仮放免等の要件等にも関わります。本専門部会では、時間的制約から、関係する事柄全てを話し合うことはできないと承知しておりますが、問題の構造を分かりやすくする限りにおいて、なるべく多くの論点が含まれることを望みます。

仮に送還を促進するための法改正を視野に入れる場合は、ノン・ルフールマン原則との抵触の可能性について、緻密な検証が求められます。本専門部会の委員やオブザーバー以外の複数の有識者に対してヒアリングを行うことも検討に付されてはいかがでしょうか。

一方で現状をみますと、難民認定制度の誤用・濫用対策を念頭においた法改正・制度整備がなされた場合でも、事実上の作為・不作為に起因する送還忌避に関しては、直ちに送還数に影響が現れるかは定かではなく、送還忌避、ひいては長期収容問題の根本的な解決には至りません。この点に難しさを感じます。

対象者は異なりますが、過去に一定の効果がみられた「出国命令制度」の緩和的实施、本国政府の身柄引き受け義務を含む協定の締結といった外交的方策、自発的帰国を促す人的・物的支援（例：IOMの社会復帰支援プログラム）の強化、および上記の組み合わせも、今回の専門部会内では難しいとしても、将来的に検討されることが望ましいと考えます。

上記のうち三点目に部分的に関連しますが、長期収容者に対する必要に応じたメンタルヘルスケアを含む専門的なカウンセリングの提供についても、本専門部会にて若干でも検討される機会があれば有難く存じます。

以上